

目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

12月11日（日）から12月20日（火）まで（10日間）

運動重点

- 1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 高齢運転者等の交通事故防止
- 3 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 4 冬道の安全運転の推進

運動の進め方

運動を効果的に推進するため、関係機関・団体は、相互に連絡協調を図り、それぞれの業務分野に応じた、効果的な実践活動の推進を図る。

市町村は、交通安全対策協議会等の構成機関・団体と十分協議して、地域の交通実態に応じた、住民参加型の交通安全運動を積極的に推進する。

なお、本運動の実施に当たっては、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う住民の交通行動の変化等を注視しつつ、住民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めるものとする。

運動重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

(1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従う等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等を促す呼び掛けの推進

(2) 歩行中の子供と高齢者の安全の確保

ア 歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）

等を踏まえた児童に対する交通安全教育等の推進

イ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

ウ 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

- エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- オ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進

2 高齢運転者等の交通事故防止

- (1) 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等の交通安全教育及び広報啓発の推進
- (2) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進
- (3) 身体機能の変化等により安全な運転に不安のある運転者等に対する運転適性相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- (4) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
 - イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付け方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進
 - ウ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対する、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

3 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

- (1) 飲酒運転の根絶
 - ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成
 - イ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底
- (2) 妨害運転等の防止
 - ア 妨害運転等の悪質性・危険な運転についての広報啓発の推進
 - イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

4 冬道の安全運転の推進

- (1) 各種広報媒体等を通じた、冬道の特性、スタッドレスタイヤの特性、安全運転技術等の広報の推進
- (2) 運転者、安全運転管理者、運行管理者等を対象とした各種講習会を実施して冬道における交通事故防止の徹底
- (3) 道路管理者における、除雪や安全施設の整備点検及び冬道の道路交通の安全確保の促進